

〃 宣言

を記在米仏教々々役者等は這般の日月開戦
の結果或期間中吾等は同胞が特殊なる
集團生活を営むの儀なきに立ち至れる
を好機とす豫て吾人の抱懐する全仏教大
同團結の理想実現の爲に全結核力
當戰時中は宜しき現行の各宗聯合を以て最時
の下の其指命を遂行する事に團則を制定し
に適したるものと認め茲に團則を制定し
是が實行を期す

左記

(いろは順)

一九四三年三月十日

浄土真宗 寺川湛濟

日蓮宗 荒川要博

真言宗 木村義寛

浄土真宗 杉本法順

附記

尚若し吾等と意見を同し此團則を全副的に肯定する仏教々役者は吾等と
合流せんとする者ある時は其所屬宗派の如何を問はず何時たりとも其加盟
を許す。

第一 (2)

第一條

ミニドカ各宗聯合仏教團々則
名稱及事務所

本團をミニドカ各宗聯合仏教團 (MINIDOKA UNITED BUDDHIST CHURCH) と称し事務所を行政監督官廳指定の場所に置く。(現在は第二十二区第一寮一B室)

第二條

團員

本團々員たるべき者は本團の主旨及團則に賛同したる仏教徒たるべき事。但自分團員名簿を備へず、従つて團費等徴集する事なし。

第三條

目的

本團の目的は教主釈尊を中心とし教主直説の教法の理解と味得とにより正しく健康なる宗教的信念樹立の基礎を涵養建設し傍当所内に於ける全仏教徒の和合協調と一般居住者の安寧幸福を計るを以て其目的とす。

第四條

事業

前條の目的を達成する爲に各款の部門に亘りて事業を行ふ。

第一款

教務部

(専ら宗教々育及傳道方面の分掌を云ふ)

第一項 本團の宗教々育及傳道方法を、集會、文書、の二方途とす。然して集會傳道を、成人部、婦人部、青年部、幼年部の四部とし、文書傳道は、週刊機關紙、臨時発行の印刷物の配布及本團教役者會議に於て適當と認めたる既刊文書の複写の配布及廻覽等による。又各部の週例集會傳道及宗教々育は必ず本團制定の傳道及教育様式により実施さるべきものとす。

第二款

各部の定例集會は毎週日曜日をも以て之に充つるを以て本則とす。又本團臨時特別行事は其期日送定に付團内各宗派の行事期日送定に対して優先権を有す。但第四條第二款の各項に基く誓葬二儀其他特別の事情ある場合は合議の上機宜の措置をとる事を得。

第三項

本團の宗教々育及傳道の便宜上全轉住所を左記の三教区に区分す。

A 教区

第一部落より、第十九部落まで。

B 教区

第二十一部落より、第三十二部落まで。

C 教区

第三十四部落より、第四十四部落まで。

第二款

法務部 (専ら諸法要及誓葬二儀の分掌をいふ)

第一項

本團主催の年中特別法要を左記とす。

一 脩正會

一月

一 成道會

二月

一 春季波岸會

三月

一 教主釈尊降誕會

四月

一 米國招魂祭

五月

一 孟蘭盆會

七月

一 秋季波岸會

九月

一 涅槃會

十二月

第二項

本團としての個人法要は施主よりの特招に基き本團教役者會の協議を経て本團所定の法式により執行する事あるべし。

第三項

本團内の各宗派による葬儀には所屬の全教役者又は其代表

第三款 社会部 (専ら社会奉仕事業方面の分掌をいふ)
当局の方針に準應して所内一般在住者宗教信仰を區別せず福利増進のため隨時適宜の實際運動をなす事あるべし。

第五條 第一款 執行府 (本團運用上の行政的組織をいふ)
本教團庶政執行の局にして理事團の府をいふ。

第二款 役員 (附其任務と權限、及任期)

第一項 理事 執行府の府員を理事といふ。而して本團所屬教役者は其所屬中は必然理事たる事とす。之に教役者理事會議の上信徒側より送定したる理事を加へて理事團を構成す。但信徒側理事の員数は十名を越ゆる事を得ず。右信徒側理事の任期は一年。但重任を防げず。

第二項 理事長、副理事長 執行府員たる理事團に理事長及副理事長を置く。この理事長及副理事長は教役者理事中より各一名を互送々出す。而して理事長は本教團々務を統理し又各種會議の議長を司る。副理事長は理事長を補佐し必要に応じて理事長の權限を代行す。任期各一年。但重任を防げず。

第三項 會計 本教團に二名の會計を置き信徒側理事中より理事會之を推薦依屬す。而して會計は本教團の通常特別兩會計の出納を司る。任期一年。但重任を防げず。

第四項 參事員 所内各部落毎に理事會により推薦されたる參事員二名を置き各部落内に於ける直接の教團務の處理を依屬す。而して理事は必然的に參事員たる事。各部落參事員の任期は一年。但重任を防げず。

第五項 本教團事務所に若干名の有給書記を雇用する事あるべし。

第三款 會議 本教團運用上の會議を分ちて左の三種とす。

第一項 教役者會議 必要に應じて会合し教務、法務、及事務其他一般庶務に關し協議し決議事項中必要ある場合之を理事會に提案す。

第二項 理事會議 毎月一回定例に開會す。又必要に應じて臨時會議を開き本團維持及運用上諸般の事項に涉り協議し決議事項中必要ある場合參事員會議に之を提案す。而して其召集權は理事長に在り。

第三項 參事員會議 理事會議の決議に基き隨時之を召集す。而して本參事員會議は本團の立法府にして従つて最後の決議權を有す。

第六條 財政 本教團の財政は左記の財源による。
一 信徒の喜捨淨財、
一 一般持志寄附淨財。
團則の改変

第七條 本教團々則の改変は其予告を以て召集されたる參事員會議出席者過半数の賛成あるに非ればなす事を得ず。

註 第四條第三項の條文中「全轉任所」とあるは当美仁土佳轉任所内全体をいふ。